

2018年12月定例県議会 代表質問

2018年12月7日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。共産党県議団を代表し、代表質問を行います。

2011年の東日本大震災と原発事故から今月で7年9ヶ月になります。未だに県の発表だけでも県内外に4万3千人を超える避難者が避難生活を余儀なくされており、いっそう複雑多様化しているのが福島県の現状です。来年は原発事故から9年目に入ります。原発事故からの真の復興と県民の暮らしと生業をどう再建させていくのかが問われています。

10月28日に投開票が行われた福島県知事選挙は、現職の内堀知事と共産党も加わるみんなで新しい県政をつくる会の町田候補との事実上の一騎打ちでした。結果は、内堀知事が大差で再選されましたが、私たちは公約に掲げた「安倍政権言いなりの県政から、県民の立場ではっきり国にもの言う県政への転換」、「全国最下位クラスの医療・福祉、子育て、教育を優先する県政」を実現するため、内堀県政の二期目も県民目線で意見を述べていくことを表明しまして、以下、質問に入ります。

一、安倍政権に対する知事の政治姿勢について

安倍政権が、自分の任期中に実行すると異常な執念を燃やし、国会への提出を狙っているのが9条改憲です。憲法9条に自衛隊を明記すれば、戦力不保持の9条2項の空文化に道を開き、海外での武力行使が無制限になります。私たち国民も、地方自治体も動員されることになります。

実は、戦後の憲法草案づくりに参加し、ただ1人の憲法学者として「憲法草案要綱」をまとめたのが小高町出身の憲法学者、鈴木安蔵氏でした。これが原案となり現在の「日本国憲法」が制定されました。アメリカからの押し付け憲法とならなかったのは、鈴木安蔵氏の存在が大きかったとされています。また、二本松市出身の歴史学者、朝河貫一博士も日露戦争時に日本の軍国化に警鐘を鳴らし、太平洋戦争直前にも、ルーズベルト大統領あてに戦争回避を働きかけたことは良く知られています。

知事も本県出身の先人たちの思いを生かし、地方自治体の長として憲法9条改憲に反対を表明すべきです。

安倍政権は、開会中の臨時国会で悪法を次々と強行しています。外国人労働者の受け入れを拡大する「出入国管理法の改定案」は、財界の要求から出されたものです。先月、日産のカルロス・ゴーン元会長が、金融商品取引法違反で逮捕されました。日本型経営を壊したゴーン会長は、「コストカッター」といわれる経営手法で大リストラと下請けを切り捨て、その一方で巨額の報酬を手にしてきたのです。このゴーン流リストラを礼賛してきたのが自民政権であり安倍政権です。その安倍政権は、「人手不足」を理由に今度は外国人労働者を拡大し、雇用の調整弁にしようとしています。

すでに日本の外国人技能実習生は、国際社会から「奴隷労働」と批判を浴びており、失踪や自殺者も増えています。無権利・人権侵害を温存したまま、外国人労働者の受け入れ拡大を拙速に進めるべきではありません。

韓国は、外国人労働者の受け入れについて、国が窓口になり受け入れ数をコントロールし、サポート体制も全て国の公的機関です。受け入れ拡大というのであれば、民間まかせでなく国が責任をもって実施すべきです。本県では、かつて、田村市や中島村でベトナム人技能実習生に対する同様の問題が発生しているのです。

県は、外国人労働者の人権に配慮した労働環境の確保にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

また、「漁業法改定案」は、70年続く漁業制度を根本から転換するものです。漁業権を漁協から移し、海の議会と呼ばれる公選制を廃止し、企業参入を促進しようとするものです。しかも、漁業者や漁協に十分な説明がされていません。

漁業法の改定は、本県の沿岸漁業に影響を与えると思いますが、県の考えを尋ねます。

安倍政権は、来年10月から消費税率10%への増税を表明しました。しかし、安倍政権の内閣官房参与を務めている藤井聡・京都大学大学院教授は、「10%への増税は日本経済を破壊する」と警告を発しています。医師・歯科医師の全国保険医団体連合会も「消費税負担はもう限界」と中止署名をそえ政府に提出しました。

消費税は、来年4月で導入から30年になりますが、消費税は社会保障のためではなく、消費税収の8割が大企業の法人税減税の穴埋めに使われてきたというのが実態です。さらに、トヨタ自動車などの輸出大企業は、消費税を払うどころか逆に輸出戻し税の恩恵を受けています。一方、安倍政権の6年間で社会保障費が3兆9千億円も削減され、生活保護・年金・医療・介護、子育てなど全世代に生活苦が広がり、生存権が脅かされています。消費税は、所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性があります。消費税を増

税しなくても、応能負担の原則で大企業や富裕層に応分の税負担を求める。米国からの兵器爆買などで過去最高額の5兆円超の軍事予算を大幅に減らす。大型開発中心の公共事業を見直す。これらを実施すれば財源はあります。今からでも遅くはありません。

消費税率10%への増税中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

自民・公明は、食料品などの軽減税率を導入するとし、さらに、景気対策としてキャッシュレス決済やマイナンバーカードでの「ポイント加算」、「プレミアム付き商品券」などを打ち出しました。しかし、景気対策をいうなら、消費税を引き上げないことこそ一番の景気対策です。

さらに、来年の消費税増税にあわせ、2023年10月に「インボイス・適格請求書」を導入する予定です。インボイスは、国民背番号制といわれるものです。1人親方や年間売上げ1,000万円以下の免税事業者は全国で約500万の事業者があり、インボイスを発行できないと取引から排除される恐れがあり、日本商工会議所の調査では、9.2%がインボイス導入で「廃業を検討する」と答えています。いずれも国民全体に大混乱を招き、特に、中小零細業者への負担は計り知れません。

県は、消費税の増税に伴う複数税率の導入や適格請求書等保存方式の導入など、中小企業者への新たな負担に対し、どのように対応するのか尋ねます。

安倍政権は、以上の法案改定のほかに私が9月議会で取り上げた水道民営化法案も強行しましたが、県民のくらしや県内産業に重大な影響を与えるものばかりです。

知事は、今回の知事選の候補者アンケートで、「安倍政権を評価する」と回答していますが、暴走政治を加速させている安倍政権に対し、今もそうお考えでしょうか。

憲法9条改定の動きを含めた安倍政権に対する知事の認識をお尋ねします。

二、内堀知事二期目の県政運営について

さて、内堀知事の二期目で問われるのが、原発事故への対応と全国最下位クラスの医療・福祉、子育て、教育についてです。県が掲げた復興ビジョン「原発に依存しない社会づくり～再生可能エネルギー先駆けの地」「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる健康長寿の県」を、文字どおり県政運営の根幹にすえることを求めるものです。

まず、「原発ゼロ」の実現に向けてです。

福島原発事故は国と東京電力による「人災」です。しかし、国も東京電力も加害責

任を忘れ、全国の原発を次々と再稼働させています。原子力規制委員会も、今や「推進」機関です。

東京電力は、今年6月に第二原発廃炉の方向を検討すると表明したまま、未だには色の工程すら示していません。東京電力に対し、福島第二原発の廃炉を早期に決定するとともに、廃炉に向けた工程を示すよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、原子力規制委員会は、東日本大震災の津波で被災した11月28日に40年経過した茨城県の日本原子力発電東海第二原発の20年延長を認可しました（11月7日）。しかし、30km圏内に96万人、地盤も緩いと指摘されています。本県最南端の矢祭町からは約39kmしか離れていません。

運転開始から40年が経過し老朽化した東海第二原発について、国や事業者に対し、運転期間延長と再稼働の中止を求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

安全対策には約1,800億円かかると試算されていますが、東京電力に対し、東海第二原発の安全対策工事に要する資金の支援を行わないよう求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、新潟県の柏崎刈羽原発は、南会津只見町から50数kmしか離れていません。東京電力に対し、柏崎刈羽原発の再稼働の中止を求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

東京電力は、議論の前提となる資料をまともに示さず隠蔽を繰り返しています。汚染水の処理方法が検討されている最中に、基準値を越える核種がタンクの8割以上に上っていたことや、1,276カ所さらに新たに18カ所のデータの誤りも見つかりましたが、知事は未だに抗議すらしていません。

トリチウムを含む処理水について、データの隠蔽を繰り返す東京電力に強く抗議するとともに、海洋放出せずにタンクでの保管を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

リアルタイム線量測定システムについて、設置を継続し、機器の適切な維持管理や更新を行うよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

第一原発の構内で自動車整備にあっていた労働者が、初めて過労死で労災認定されました。原発労働者の健康管理を徹底するため、過密労働や長時間労働を繰り返さないよう国と東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

東京電力は、9月の北海道の地震を受けて、共産党県議団が求めていた第一原発の防潮堤を建設する方針をようやく示しましたが、実は、すでに昨年12月には国の長期評価でこのことが指摘されていたのです。東日本大震災で受けた津波被害の教訓が活かされていません。東京電力の旧経営陣3人の刑事裁判では、15.7mの津波試算が出されていたのに、経営陣は安全より利益優先で先送りしていたことが明らかにされ、最近になって広瀬副会長は津波の高さの予測が明らかに低すぎたと認めています。

福島第一原発の防潮堤について、少なくとも東日本大震災と同程度の津波に対応できる高さにするよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、賠償問題についてです。

東京電力は、県内の商工業者や観光業者からの営業損害賠償請求に対し、誠実に賠償するどころか、さまざまな理由をつけて賠償に応じない態度です。来年1月から農林業の賠償の方式が変更になります。

営業損害賠償の実態を把握するための聞き取り調査を行い、適切な賠償がなされるよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、東京電力は、浪江町をはじめ各地のADRの和解仲介案さえ拒否し、農林業の賠償では15年前の領収書の提出を求める事例も出ています。

原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、賠償に背を向ける態度を改めるよう国及び東京電力に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会に対し、事故から7年8ヶ月が経過した福島の現状を把握し、指針を見直すよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、避難者支援についてです。

県は、これまで次々と避難者の住宅無償提供を打ち切ってきましたが、それでいいのでしょうか。避難者の苦悩は深まるばかりです。

来年3月末で打ち切りとなる地域で、県が実施している意向調査では、10月末時点で2,200世帯の避難世帯のうち、移転先が決まった949世帯を除いた1,264世帯の約4割がまだ決められないでいます。

来年3月末で応急仮設住宅の無償提供が終了となる南相馬市、川俣町、川内村及び帰還困難区域を除く葛尾村と飯舘村について、提供を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

復興公営住宅に3年以上入居し、収入基準を超える入居者には、来年4月から収入に応じて割増家賃が発生します。

復興公営住宅における収入超過者の家賃の軽減措置を早期に示すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、県が実施したいいわゆる自主避難者への民間賃貸住宅入居者への2年間の家賃補助も来年3月末で終了します。家賃補助の打ち切りは、直ちに生活困窮に直結します。

避難指示区域外からの避難者に対する県独自の2年間の家賃補助を個別の実情に応じて継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、本県の復興と福島イノベーション・コースト構想について

避難指示が解除され、住宅の無償提供が打ち切られても帰還した人は20%程度です。知事は、「現場主義」をいいますが、風評対策などで国内外に精力的に発信しているのに比べ、避難者に直接会って真摯に耳を傾ける姿勢は見えません。

本県の今後の復興について、中央大手企業が主導する産業支援から避難者や県民に寄り添った「人間の復興」に重点を移すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

楢葉町の巨大洋上風力発電の実証実験は、採算面などから1基撤去することになったようですが、福島イノベーション・コースト構想は、中央主導や県外企業の誘致中心の事業から住民生活に密着した事業に重点を移すべきです。県の考えを尋ねます。

水素エネルギーは、環境面、安全面、経済性の面など導入に課題があると思いますが、県の考えを尋ねます。

また、地球温暖化対策に逆行する石炭ガス化複合発電所の建設を中止すべきです。県の考えを尋ねます。

福島イノベーション・コースト構想では、人材育成を掲げ高校生だけでなく小中学生まで広げています。復興や産業界に役立つ人材育成ばかりが強調されていますが、そもそも教育の目的は「人格の完成」です。

教育の目的をゆがめないよう、福島イノベーション・コースト構想に関わる教育については、慎重に取り組むべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

四、地域主導型の再生可能エネルギー推進について

県は、中央大手企業や外国資本が主体の大型風力発電、太陽光発電を県内各地で受け入れ、環境や身体への影響を無視した開発になんら歯止めをかけていません。先日、二本松市東和町のゆうきの里のみなさんが取り組んだ「おだやかな革命」の上映会がありました。この映画には、会津電力の佐藤弥右衛門社長や飯館電力の小林稔社長が登場します。岐阜県郡上市など全国の過疎地で「自然エネルギー発電」に取り組む新しい地域づくりも紹介されています。二本松市は、地域発電事業をおこし、売電収入を得て市民に還元する取り組みを始めています。

地域主導型の再生可能エネルギー導入を推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、住宅用太陽光発電の固定価格買取制度の導入から 10 年を迎え、来年から大幅に引き下げとなります。今年度の西日本豪雨災害では自家用蓄電池の必要性も指摘されました。住宅用太陽光発電の固定価格による買取期間が終了する世帯にどのように対応していくのか、県の考えを尋ねます。

九州電力は、北海道で発生したブラックアウトとは逆に、供給が需要を上回るとして原発を優先させながら、一部の太陽光発電を一時停止させる「出力抑制」を初めて行いました。

再生可能エネルギーの導入推進に当たり、系統接続問題にどのように対応していくのか、県の考えを尋ねます。

五、福祉型県政への転換について

まず、来年度予算編成についてです。

2016 年度の数値で、福島県は 1 人当たりの財政規模が全国 1 位です。一方、人口減少率は全国ワースト 2 位、医師数は人口 10 万人当たり全国 42 位、看護師・准看護師数は全国 31 位、2025 年の予測で介護職員充足率は 47 位、介護保険料の高さは葛尾村が月額 9,800 円で全国 1 位。児童虐待の前年度比伸び率は全国 2 位、人口 10 万人あたりの急性心筋梗塞死亡率は男女共に 1 位、脳梗塞死亡率は男性 7 位・女性 5 位、メタボリックシンドロームの割合は全国 3 位と県民が置かれている現状は全国最下位クラスです。

来年度当初予算編成に当たっては、医療・福祉、子育て分野の予算を大幅に増額すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

ところで、安倍政権は、「少子化対策」と言いながらこれに逆行する法案を次々と提案しています。来年10月の消費税率10%を財源に、幼児教育・保育を無償化すると表明したものの対象は極めて限定的です。

国の幼児教育・保育の無償化について、対象年齢の制限や給食費の実費徴収、地方自治体の負担をやめるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

保育所等の待機児童を解消するため、認可保育所の増設や保育士の賃金を引き上げるための予算を拡充するよう国に求めるとともに、県独自の補助制度により市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

学童保育・放課後児童クラブも待機児童が増えていますが、これを理由に国は2015年に定めたばかりの設置基準を来年度から廃止し、「参酌基準」とします。今でも学童クラブ支援員の賃金は低く、保育の質や安全をする最低限の基準を緩めるべきではありません。

放課後児童クラブの職員配置基準について、国に現行基準を堅持するよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、妊娠中の女性が医療機関で外来受診した際に、この春から「妊婦加算」が請求されるようになり、「少子化対策に逆行」との批判が噴出しています。「妊婦加算」は、4月の診療報酬改定で新設されたものですが、深夜や休日などの時間外はさらに増額されます。

少子化対策に逆行する診療報酬における妊婦加算の撤廃を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

一方、本県も県社会福祉審議会の中間答申の中で、会津若松市にある県立の若松乳児院を民間委託への意見もあったようですが、昨年度の入所理由で最多は虐待であり、専門性を必要とする入所児童も増えています。

老朽化した若松乳児院を改修し、県立施設として存続させるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

今年10月から生活保護基準額がさらに引き下げとなりました。まもなく年末を迎え

ますが、ガソリンや灯油代の高騰が続き生活を圧迫しています。

低所得者の生活を支援するため、福祉灯油を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、教育の充実について

今、「学校がブラック職場になっている」と教職員の長時間労働が社会の大問題になっています。労働条件の改善は急務で、子どもの教育条件としても極めて大切な、国民的課題です。昨年、政府も対策に乗り出したものの、肝心の教員増がありません。それどころか、自民・公明が導入するという「1年単位の変形労働時間制」は、現場の実態とも合わず、労働条件を悪化させるだけです。

教員定数を1958年に初めて法律で定め、教員1人当たり「1日平均4コマ、週24時間」としていました。ところが、学校週5日制を導入した際に、教員増なしで実施したこと、2003年の国の通知でさらに時数が増やされました。多くの小学校の「1日6コマ」は、法定休憩時間を除けば残り25分程度しかなく、授業準備や採点、各種打ち合わせや報告書づくりなどの校務が終わるはずはありません。中学校は、部活動指導もあります。不登校、いじめ、貧困への対応、また同時期に全国学力テスト、教員免許制、人事評価・学校評価が導入されました。

日本共産党は、去る11月9日、教職員の異常な長時間労働をなくすため、教員の持ち時間数の上限を1日4コマを目安に定め、それに必要な小中学校の教員定数を10年間で9万人増やすことを発表しました。

本県教職員の多忙化は、全国より高い傾向にあり、教職員の長期病気休暇も増え、産休代替教員も埋まらない現状です。

教員の多忙化を解消するため、公立小中学校の教員定数を改善するよう国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

公立小中学校において、講師ではなく正規教員を増やすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県教育委員会は、学校における業務の削減など、教職員の多忙化の解消にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

教員の働くルールを確立するため、時間外勤務手当を支給するなど教員の勤務実績に見合った処遇改善を図るよう国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

次に、県立高校の統廃合計画についてです。

生徒減少は否めませんが、競争力や効率性を理由に高校を統廃合すべきではありません。

小中学校と同様に、県立高等学校の定員を1学級30人以下とし、学校の存続を図るべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

次に、本県でも増えている不登校やいじめへの対応についてです。

まず、公立学校において、不登校やいじめを把握した時点で適切に対応すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県内でもいじめによる子どもの自殺が続いています。県いじめ問題対策委員会によるいじめの重大事態の調査については、被害者の家族への十分な聞き取りを行うべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

あわせて、県いじめ問題対策委員会委員の報酬も見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

県立学校の老朽化対策や教職員の増員、学校備品などPTA負担の解消も急がれます。県立学校の施設整備や教職員の確保、保護者負担の軽減のため、教育予算を大幅に増額すべきです。県教育委員会の考えをうかがいます。

七、高齢者の公共交通対策について

高齢者の自動車運転事故が後をたたず、道路交通法も改正されましたが、免許返上したあとの高齢者の足の確保は喫緊の課題です。福島市が実施し、二本松市でも実施予定の高齢者向けの無料パスは、高齢者に喜ばれておりバス利用者を増やす意味でも有効です。高齢者が乗合バスを無料で利用できるよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、今年度から県が市町村に対し支援している、タクシーを活用した交通弱者対策について、予算を拡充するとともに、高齢者が無料で利用できるよう柔軟に対応すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で私の代表質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事

神山議員の御質問にお答えいたします。

政権に対する認識についてであります。憲法9条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に大きな関わりがあることから、国会において、慎重かつ十分な議論がなされるべきであると考えております。また政府においては、様々な政策について、国民の理解が深まるよう、丁寧な説明に努めることが重要であると考えております。

次に、本県の今後の復興についてであります。本県復興計画の基本理念の一つである「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」を実現するためには、県民一人一人の生活基盤を再建することが基本であり、その主役は住民であると認識しております。このため、県民の皆さんが安心して住み、暮らせるよう、医療・福祉・介護の充実、未来を担う若者の育成、生業の再生などに取り組んできたところであります。

特に、地震・津波・原発事故により甚大な被害を受けた地域の生活基盤を整備するためには、地元や県内外の企業・研究機関等との連携を深め、地域経済の再生や雇用の創出へと結び付けるとともに、様々な主体により行われる挑戦的な取組を地域の課題解決につなげていくことが重要であります。

引き続き、県民の皆さんの思いを常に心に置いて、本県の復興・創生を着実に進めてまいります。

一、安倍政権に対する知事の政治姿勢について

総務部長

消費税の増税につきましては、国において、社会保障制度の充実や財政健全化、地域経済の状況等にも配慮の上、総合的に判断されたものと考えております。

商工労働部長

外国人労働者の人権に配慮した労働環境につきましては、適正な賃金の支払はもとより、作業環境の改善や労働災害の防止対策等、外国人労働者が安定的に安心して働くことができる環境を確保することが重要であると認識しております。今後も、指導監督権限のある国と連携して、企業等に対し、労働関係法令等の周知及び啓発に努め、働きやすい職場環境づくりを進めてまいる考えであります。

次に、消費税の増税に伴う複数税率等の導入につきましては、新制度への事業者の理解が大切であることから、今後とも、商工団体等と連携して、セミナーや説明会の開催

などにより周知を図るとともに、小売店のレジ改修等のための国の補助金の活用を促進するなど、適切に対応してまいります。

農林水産部長

漁業法の改定につきましては、水産資源管理の適正化と水産業の成長産業化の両立を目指し、サンマ、サバ等の沖合漁業における船舶ごとの漁獲割当の設定と船舶規模の規制の見直し、養殖業の漁業権免許に当たっての優先順位の見直しを骨子とし、スズキ、ヒラメ等の沿岸漁業においては変更がありません。本県は、水産資源を管理しながら水揚げ金額を増大させる「ふくしま型漁業」に先行的に取り組んでおり、松川浦のアオノリ養殖も再開されたことから、法改定の影響はないと考えております。

二、内堀知事二期目の県政運営について

危機管理部長

トリチウムを含む処理水につきましては、東京電力が公表するデータが数字の羅列で分かりづらく、さらに放射性物質の濃度を誤って公表する事案が発生したことから、東京電力に対し、正確で分かりやすいデータの公表を徹底するよう求めたところであります。また、処理水の取扱いについては、現在、国の小委員会では社会的影響も踏まえた検討が進められており、引き続き、国に対し、環境や風評への影響などを十分議論の上、慎重に検討を進めるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、リアルタイム線量測定システムにつきましては、環境放射線モニタリングが県民の安全・安心を確保するための重要な取組であることから、その配置の見直しに当たっては、市町村や住民の理解を得ながら丁寧な対応を取るよう、これまでも国に対して、繰り返し求めてきたところであります。引き続き、地域の実情を十分に考慮した柔軟な対応を行うよう国へ求めてまいります。

次に、原発労働者の健康管理につきましては、先月開催した廃炉安全監視協議会の労働者安全衛生対策部会において、改めて、東京電力に対し、全ての労働者の健康管理の徹底と労働災害の再発防止を求めたほか、福島労働局に対し、関係法令の遵守について事業者への指導・監督を徹底するよう要請したところであります。

次に、福島第一原発の津波対策につきましては、国の指示により評価した東日本大震

災を超える津波への対策として、電源車の配置など燃料冷却機能等の信頼性向上対策を講じるほか、浸水による汚染水の流出リスクを除去・低減させるため、建屋開口部の閉塞や建屋内汚染水の抜き取り等を実施しております。また、切迫性の高いとされる千島海溝地震による津波への対応としてサブドレン等の重要設備の被害軽減を目的に防潮堤の設置が検討されております。県といたしましては、引き続き、こうした対策が着実に実施されるようしっかりと確認してまいります。

企画調整部長

東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、様々な機会において繰り返し求めてきたところであり、今年6月には、東京電力から、福島第二原発の全号機を廃炉にするとの方向性が示されております。県といたしましては、引き続き、東京電力に対し、まずは正式に廃炉を判断し、その上で、廃炉に向けた取組を着実に進めていくよう求めてまいります。

次に、東海第二原発の運転期間延長及び再稼働につきましては、東京電力福島第一原発事故の影響による深刻かつ甚大な被害の現実を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び事業者の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、本県復興の基本理念である「原子力に依存しない社会づくり」の実現と、その情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海第二原発の安全対策につきましては、東京電力福島第一原発事故により、いまだ多くの課題が山積している本県の現状を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び事業者の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、福島第一原発の廃炉作業と福島第二原発の廃炉に向けた取組を着実に進めるよう、国及び東京電力に求めてまいります。

次に、柏崎刈羽原発につきましては、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び東京電力の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉を求めてまいります。

避難地域復興局長

来年3月末の応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅などの生活環境の整備が進んだこと等から、飯舘村など関係5市町村の意向も踏まえ、昨年8月に示したものであります。現在、実施している供与終了後の意向確認の状況に応じて、関係市町村等と連携して、住宅確保等の支援を行うなど、避難者の生活再建につながる取組をしっかりと進めてまいります。

次に、避難指示区域外からの避難者に対する家賃補助につきましては、平成29年3月の応急仮設住宅の供与終了後も、避難の継続が必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、今年度までの2年間の経過措置として実施しているものであり、継続は困難であると考えております。終了に当たっては、対象となる世帯に対して相談窓口の案内や復興支援員等による相談対応、戸別訪問を実施しており、避難先自治体等と連携し、生活再建支援に継続して取り組んでまいります。

土木部長

復興公営住宅における収入超過者の家賃につきましては、建設費の上昇など震災特有の事由により割増額が高くなることは避けるべきことや、避難者の生活再建を支援する観点から、現在、軽減措置の検討を進めているところであります。

原子力損害対策担当理事

営業損害の賠償につきましては、これまで、商工団体、市町村等への聞き取りや県の問合せ窓口での電話対応、弁護士による巡回法律相談等を通じて実態把握に努めており、事業者からの相談や請求に丁寧に対応し、損害がある限り賠償を継続するよう、国及び東京電力に対し求めてきたところであります。引き続き、事業の再建につながる賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、先月6日、東京電力に対し、被害者の立場に立って原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすよう強く求めてまいりました。今後とも、関係団体等と連携しながら、国及び東京電力に対する適時適切な協議会の活動等を通し、被害の実態に見合った賠償がなされるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、原子力損害賠償の指針につきましては、これまで、原子力損害賠償紛争審査会

に対し、現地調査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めてきたところであり、本年7月には、2日間にわたり、審査会委員による現地調査や地元の市町村長との意見交換等が行われたところであり、引き続き、被害の実情を踏まえた賠償がなされるよう取り組んでまいります。

三、本県の復興と福島イノベーション・コースト構想について

企画調整部長

福島イノベーション・コースト構想につきましては、東日本大震災と原子力災害によって失われた産業基盤の再構築を通じて浜通り地域等を復興する原動力となるものと考えております。引き続き、技術力向上への支援や進出企業とのマッチングを通じて、地元企業の構想への参画を促すとともに、生み出された技術や手法が地域の皆さんの生業や生活の向上につながり、目に見える成果をもたらしていけるよう構想を推進してまいります。

次に、水素エネルギーにつきましては、環境負荷の軽減や産業振興等につながり、本県の復興を推進する上で重要であると考えております。このため、水素エネルギーの導入に当たり、県民が安心して利用できるよう関係法令に基づき安全対策を徹底していくとともに、国や市町村等と連携して、水素社会のモデル実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、引き続き、環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

教育長

福島イノベーション・コースト構想に関わる教育につきましては、復興の推進に向け、地元においても、本構想をけん引するリーダーや、工業・農業分野の即戦力を育成できるよう積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、関連する教育プログラムの充実を図り、好奇心や学習意欲を喚起することにより、学びを通じて可能性に挑戦する心を育ててまいりたいと考えております。

四、地域主導型の再生可能エネルギーの推進について

企画調整部長

再生可能エネルギーの推進につきましては、住民の理解の下、地域が主役の事業を押し進め、地域の活性化につなげていくことが重要であり、県内企業や県民の参加による導入促進や、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取組などを進めているところであります。引き続き、地域主導の再生可能エネルギー導入を推進してまいります。

次に、住宅用太陽光発電につきましては、固定価格での買取期間の終了後は、蓄電池等と組み合わせた自家消費の拡大や、小売電気事業者と個別に契約して売電を行う必要があることから、国等と連携し、期間終了について周知するとともに、相談等に丁寧に対応してまいります。

次に、系統接続問題につきましては、阿武隈地域等において送電線の整備を進めているほか、国等に対して事業化の見込みのない接続予約の解消等の対策を求めてきた結果、改正法に基づく対応が行われております。先月には、新潟県、山形県と共同で、国に系統接続対策の強化を求める要望を行ったところであり、引き続き、円滑な系統接続が実現するよう取り組んでまいります。

五、福祉型県政への転換について

総務部長

来年度の当初予算につきましては、県民が復興・創生の進展を実感し、安心して暮らすことができるよう予算編成方針を定め、結婚・出産・子育ての支援、健康長寿の実現などの施策に、優先的に予算を配分することとしております。あわせて、県民に身近な医療・福祉分野につきましても、引き続き、市町村等と密接な連携を図り、きめ細かく予算を配分してまいります。

保健福祉部長

福祉灯油につきましては、灯油価格の推移を見守るとともに、国や市町村の動向について情報収集に努めてまいります。

こども未来局長

幼児教育・保育の無償化につきましては、本年6月、国に対し、制度の円滑な導入と

地方に新たな負担を求めないことについて要望したところであります。現在、国において制度設計が進められていることから、引き続きその検討状況を注視するとともに、全国知事会と連携して対応してまいります。

次に、保育所等の待機児童につきましては、市町村が行う施設整備に対する支援のほか、県独自に、小規模保育事業に取り組む事業者に対して施設整備に係る補助を上乗せするなど、保育の受皿の確保に努めているところであります。また、保育士の処遇改善につきましても、国が責任を持って対処するよう全国知事会とも連携して、引き続き求めていく考えであります。

次に、放課後児童クラブの職員配置基準につきましては、全国知事会を始めとする地方3団体の提案に基づき、国において、地域の実情に応じた柔軟な職員配置が可能となるよう、基準の見直しが進められているところであり、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、診療報酬における妊婦加算につきましては、近年の妊娠年齢の上昇傾向などを受け、妊娠中の健康管理が特に重要となっていることから、妊婦に対する丁寧な外来診療を評価するという趣旨で妊婦加算が設定されたものと認識しております。

次に、若松乳児院につきましては、入所児童の安全・安心を守るために必要な修繕や改修を計画的に行っております。また、昨年、国が示した「新しい社会的養育ビジョン」の中で、乳児院に多機能化が求められていることから、現在策定中の県の社会的養育推進計画の中で本県の乳児院の在り方について検討しているところであります。

六、教育の充実について

教育長

公立小中学校の教員定数につきましては、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、その改善を国に求めているところであり、今後とも要望してまいります。

次に、公立小中学校における正規教員につきましては、いわゆる標準法により、その定数が決定されるものであります。今後とも、児童生徒数の推移や退職予定者数の動向等を見極めながら、増員できるよう努めてまいる考えであります。

次に、教職員の多忙化の解消につきましては、アクションプランに基づき各学校において、会議の精選や部活動休養日の設定などの取組を行っており、6月末に行った勤務実態調査において、中学校教諭の平日の在校時間が昨年度の調査と比較して約40分短くなるなど一定の成果が見られたところであります。今後は、アクションプランにおける取組状況に差のある項目について、学校の現状を確認するとともに、在校時間が短縮した学校の取組事例を紹介するなどして、多忙化の解消に努めてまいります。

次に、教員の勤務実績に見合った処遇につきましては、国において、義務教育費国庫負担金の算定基準が改定されたことを踏まえ、今年1月から、部活動指導や生徒引率に係る業務手当額を引き上げるなど改善を図ってきたところであります。今後とも、国に対しては、処遇の改善を図るよう要望してまいります。

次に、県立高等学校の定員につきましては、いわゆる標準法において、一学級の生徒数が40人とされていることから、県立高等学校改革に当たっての30人学級の導入は困難であると考えております。

次に、公立学校における不登校やいじめにつきましては、日頃から児童生徒の発するサインを見逃さない校内体制を整えるとともに、把握した際には、速やかに児童生徒に対する聞き取りを行うなど、丁寧な初期対応が重要であると考えております。このため、全ての公立学校において、具体的な事例を基にした演習を継続的に実施しているところであり、不登校やいじめに対して、各教員の力量を高め、チームとして切れ目のない援助を行うことにより、児童生徒が抱える問題に、組織的かつ確実に対応してまいります。

次に、県いじめ問題対策委員会によるいじめの重大事態の調査につきましては、被害生徒やその家族の心情にも配慮しながら、様々な角度から聞き取りを行うことが重要であると考えております。このため、同委員会においては、万が一、事故が発生した場合の初動対応について、これらの趣旨に留意すべき旨の共通理解を定例会の場において図っていただいているところであります。今後とも、被害生徒本人やその家族の心情に寄り添った丁寧な聞き取りが行われるよう努めてまいります。

次に、県いじめ問題対策委員会の委員の報酬につきましては、他県の状況を調査する

など、その在り方について研究して参ります。

次に、県立学校の施設整備などの教育予算につきましては、これまでも必要額の確保に努めてきたところであり、今後も学校現場の要望を踏まえ、各種の財源を有効に活用しながら、確保に努めてまいる考えであります。

七、高齢者の公共交通対策について

生活環境部長

高齢者の乗合バス利用の支援につきましては、バス事業者において、独自の割引制度を実施しているところであり、県では、バス事業者が運行する広域路線を維持するための補助のほか、市町村が独自に運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等への支援を行っております。引き続き、地域の実情に応じ、市町村やバス事業者等と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、タクシーを活用した交通弱者対策につきましては、高齢者等の移動手段を確保するため、今年度から、一般のタクシーを活用した持続可能性が高いと認められる新たな支援策の実証事業に取り組む市町村に対し、補助を行っております。今後とも、地域の実情や課題を丁寧に伺いながら、高齢者等の交通弱者対策に取り組む市町村を支援してまいります。

<再質問>

再質問させていただきます。

最初に、知事に2点お聞きしましたのでこれについてお尋ねしたいと思います。憲法9条改定はじめ、今回の臨時国会で様々な法案が次々と通りました。憲法9条に関して知事は国会で決めることと、その他にもそうだとおっしゃいますけれど、その他私も部長にも質しましたが、こういう法案はわが県の産業や県民生活にいろいろ影響するものじゃありませんか。だから知事が国においてって言われても今度の臨時国会を見れば本当に酷いものと思います。出した途端に十数時間で全部決めたくと。こういうやり方はかつてないやり方です。本来であればもっと審議してですね、国民の意見も地方の意見も仰ぐべきだと思うんです。

ですから、知事は言及しないということですがけれども、県民生活に様々な影響があると。憲法も含めてですけれども、それについてやっぱり地方自治体の長として知事は本

当にそれでいいのかと思いますので、この点でまずお聞きしたいと思います。

それから本県の今後の復興についてです。

私はイノベーション・コースト構想を全面的に反対するものではありませんが、中央主導の大型ハコモノづくりばかりにどうもお金がいっている。しかし私はやっぱり避難者の問題、それから遅れている医療・福祉・教育の最下位レベルの話を考えたり、復興からの立ち上がりを考えても、人間に光を当てて、避難者にも光を当てて、県民にも当てて、そういう「人間の復興」に予算も含めて転換すべきだと。これは知事が判断していいと思います。だからこれについてもう一度お聞かせください。

それから企画調整部長にお尋ねしたいと思います。

福島第二原発の廃炉についてです。東京電力は6月にこのことを表明したまま方向性だけ示してまだ言わないんですね。だけど、いつまでこんなことを県民に対して伸ばしているんでしょうか。いくらなんでも県民を愚弄していると思いますよ。廃炉の方向だけ言ってですね、決断しないというのはずっとそれを何年か続けるという事ですか。県はそれに対してどういう対応してるのかお聞きしたいと思います。

なぜならこの第二原発の廃炉がはっきりしなければ、避難者が20%しか戻っていない中で、やっぱり戻れないんじゃないとか、いろいろあるじゃないですか。その原発事故を経験した福島県民だからこそ、やっぱり第二原発の廃炉を全部決断したというふうに、明確に県民に示せというのが県の立場だし、部長の立場だと思うんですね。もう一度、どんな対応しているのかお聞かせください。

それから危機管理部長にお聞きします。

トリチウムの問題やリアルタイム線量計についてなどお聞きしましたけれど、これら問題を9月の議会でも質しましたし、部長が対応されています。しかし県民の意向はもうはっきりしているんです。小委員会やいろんなところで検討はしていると言うけれど、いつ決断を下すというふうに聞いていますか。ずっと何年もこんな形で何も示さないでいるのか、これもまた安心できない一つですので、もう一度トリチウムの処理水、リアルタイム線量計の問題、そして東京電力の防潮堤の高さも10mとか言ってないで、海拔から地上に出る建屋のところ1.5mしか出ないんですから、それも含めてもう一度3つお聞きしたいと思います。

それから教育長にお尋ねします。

教育予算の拡充、それから多忙化解消についてお尋ねしました。教育予算がやっぱりほとんど変わらないです、ずっとこの何年も。震災以降もいろいろやっていたらしゃるようですけれども、でも県立高校の校舎はボロボロ、教育内容は、りっぱなものをたくさんやっていますけど、やっぱりそういう施設等の整備の予算も足りないし、教員も足りない。ここは教育予算を増やすしかありません。

それから多忙化解消をやっていると言いますが、現場をよく見て頂きたいと思えます。部活の方は解消したかもしれないけれど、学力テストは来年4月から県独自のものやるとか、その業務量は全然改善していない。しかも、自宅に持ち帰りという事実上本当の解消にならないかどうかまで見ないと、本当の教員の多忙化解消にならないと思えますが、もう一度お聞かせください。

<再答弁>

内堀雅雄知事

再質問にお答えをいたします。

憲法9条の改定につきましては、わが国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な問題であることから、国会の場で慎重かつ十分な議論を尽くすべきであると考えております。あわせて政府においては、様々な政策について国民の理解が深まるよう丁寧な説明を行うことが重要であると考えております。

2点目についてであります。避難地域の復興再生は福島県にとって重要な政策であります。この政策を進めていくにあたって、私はきめの細かい施策と積極的な施策その両方を同時に進めていくことが重要だと考えております。こういった両方の施策を展開していく中で、避難地域の復興再生を着実に進めてまいります。

危機管理部長

再質問にお答えいたします。

まず、トリチウム水の関係でありますけれども、8月に行われました公聴会で出された意見を整理して、いま改めて小委員会の方で議論がされているところがございますので、今後とも関係や風評への影響などを十分議論の上、慎重に検討を進めるよう求めてまいりたいというふうに考えております。

リアルタイム線量システムにつきましては、これまで市町村の意見、それから住民説明会での意見、これらの意見を十分踏まえながら丁寧な対応を行うよう、引き続き、国

に求めて参りたいと考えております。

次に、防潮堤につきましては、非常に重層的な対応が極めて重要なのではないかというふうに思います。こういった対策が着実に実施されるようしっかりと確認をしてまいります。

企画調整部長

再質問にお答えいたします。

福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対して繰り返し求めてきており、先月実施した国への緊急要望の場においても、経済産業大臣に対し改めて知事から直接求めたところであります。引き続き、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、様々な機会を捉えて求めて参る考えであります。

教育長

再質問にお答えいたします。

施設等の教育予算につきましては、児童生徒の安心や安全を最優先といたしまして、優先度・必要性に応じましてその確保に努めてまいります。また多忙化の解消につきましては、2月に策定いたしましたアクションプラン、そしてその後行っている実態、これらに基づきましてしっかりと努力を重ねて参ります。

<再々質問>

再々質問させていただきます。

知事に1点お聞きします。今後の復興のことでご答弁ありましたが、今後の復興状況をどう打開していくのかというのは一緒に考えなきゃいけないなと思っています。

大阪市立大学教授の除元教授がですね、福島原発事故における賠償復興政策の問題と課題について最近指摘しています。「仮設住宅の供与終了によって多くの避難者が新たに家賃負担を求められたり、退去、転居を余儀なくされる。これでは住まいという生活再建の核となる条件が大きく揺らいでしまう。避難者にどのような影響が生じているのか、その全体像は明らかでなく実状の把握が急務となる。」と言ったんですね。実状をちゃんと把握する、避難者に向き合う、そして復興を進める。ハード面、ソフト面両方あるとおっしゃいましたけれど、やっぱり知事にはまずここに立っていただきたいと思っておりますので、もう一度お聞かせください。

それから土木部長にお尋ねいたします。

家賃の収入超過者の関係なんですけれども、今検討中と言っても4月から始まるわけですね。いくらなんでも、もうそろそろ示すべきだなと思いますので、もう一度お答えください。

それから農林水産部長にお聞きします。

今度の漁業法の改定は影響ないとおっしゃいますけれども、そんな感覚でいいんでしょうか。これは漁業権が漁業から移ってしまう。そして公選制もなくなると。そして今のところは多分大丈夫かもしれませんが、この法律変わればですね、大手の企業が入ってくる仕組みになるわけで、これをちゃんと見ておかないと、今は大丈夫かもしれないけど将来はわかりません。そんなことも含めて法律改正というのはされるわけなので、もう一度本当に心配ないのか。養殖業、沿岸漁業者、中小業者が多いんですから、よく見てそこを判断すべきかと思いますが、もう一度お聞かせください。

それから商工労働部長にお聞きします。

消費税増税の複数税率制とかインボイス関係で中小業者への支援についてお尋ねいたしましたけれど、私はまず今どんな中小業者がこの消費税10%に伴う問題で困っているのか、もっと明らかにして実態をつかむべきだと思うんです。来年10月からいろんな支援すると言っています。私はやらない方がもちろん良いと思います、やらない方が一番負担もないのですから。

でも中小業者はそれによって8%、10%両方のレジを揃えるとか負担もかかるわけです。まず今の状況どうなのか、掴んでいらっしゃいますか。お聞かせいただきたいと思っています。

教育長にお尋ねします。

いじめ問題の関係で私3つお尋ねしました。初期の対応も含めて大切だと思います。そういうご答弁も頂きました。須賀川中学校の私立中学校でのいじめ問題で対応された報告が出ています。ここで指摘しているのは初期の段階でちゃんと見えなかったと。それは教員の皆さんがそういう余裕がなかったのではないかという指摘を含んでいるんです。やっぱり教員多忙化ってところがここにも現れているわけです。ちゃんと子どもたちをいじめの問題も含め、不登校の問題も含め、いろんな事案をちゃんと把握できるのは担任の教師だったり教員だったりするわけです。

だからいじめ問題への対応、そして教員多忙化の解消のためにも、やっぱりそこはきちんと実態を把握するということと、その対応の仕方についてもいろいろ検討を進めなきゃいけないと思いますが、いじめ問題の対応について3つお聞きしましたので、もう一度お聞かせください

<再々問弁>

内堀雅雄知事

再質問にお答え致します。

福島県の復興計画を進めていく上で、県民お一人お一人の生活基盤を再建していくことが重要であります。引き続き、県民の皆さんの想いを常に心において本県の復興創生に誠心誠意取り組んでまいります。

商工労働部長

再質問にお答えいたします。

消費税の増税に伴う中小企業者への影響の実態についてであります。これまで商工団体等を通して中小企業者等の声をお聞きしているところであり、今後とも商工団体等関係機関と連携をしながらその実情の把握に努めて参りたいと考えております

農林水産部長

再質問にお答えいたします。

法改正により、養殖業の漁業権の免許にあたっての法定の優先順位は廃止されますが、既存の漁業権者であります漁協等が適切かつ有効に漁場を利用している場合は、知事が漁協等に対して継続して免許するとのことでありますので、影響はないというふうに先ほどご答弁申し上げました。

土木部長

質問にお答えいたします。

収入超過者の家賃の軽減措置につきましては、現在その内容などについて検討を進めているところでございます。

教育長

再質問にお答えいたします。

いじめの対応につきましては、やはり丁寧な初期対応、そして学校あげての組織的な対応が重要となることから、教員相談スキルアップ研修と言いまして、各学校に核となる教員を養成して、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラー、そして校長、各先生方の間をですね、コーディネートしながら組織的な対応を図って、小さいじめも見逃さないように対応できるよう、しっかりと取り組んで参ります。

以上